

6. 環境行政について

(1) プラスチックごみによる海洋汚染対策

世界では毎年 800 万トンが海に流失しているとされるプラスチックごみ。このままでは海中の全ての魚の合計重量より、プラごみの方が重くなるとの予測も有り世界的に危機感を強くしています。

この様な状況下、政府は海洋プラスチックごみ対策アクションプランを本年 5 月に策定して、漁業者が引き揚げたプラごみの持ち帰り促進などを対策として打ち出しています。

マイクロプラスチック等による海洋汚染の問題は度々議会でも取り上げられてきました。本県ではH24年に福岡県海岸漂着物地域計画を作成し、H28年には改訂も経て、様々な対策を講じてきたことと承知しています。

そこで二点質問致します。

まず、漂流ごみ等の円滑な処理のためには、漁業者の協力を仰ぎ、漁業活動の中で網に混入した漂流ごみを回収することが効果的な対応策だと思います。そのためには漁業者の方々に積極的に協力してもらうことが重要だと考えます。県では漂流ごみの回収について、漁業者にどの様に働きかけて行くのかお答えください。

次に、本年 5 月、「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」が変更され、その中で流域圏にある地方公共団体が連携して、一体となって海岸漂着物等の発生抑制対策に取り組むことが求められています。これは海岸を有する地域のみならず、内陸部を含めた県全体で発生抑制策に取り組むことが重要であるとの認識が示されたものと考えますが、このことについて県はどの様な取り組みを行ない、今後どの様に進められて行くのか、お聞かせ下さい。

【知事の答弁】

国内由来の海岸漂着物については、その多くが、河川を通じて海岸に漂着したものである。このため、その発生を抑制するためには、海岸を有する市町だ



けでなく、県内全ての地域において、プラスチックごみなどのポイ捨てや不法投棄の撲滅に取り組むことが重要であると考えている。

県では、毎年、春と秋に「環境美化の日」を設定し、全ての市町村に県内一斉清掃の実施について協力を求めるとともに、県民の皆さんの積極的な参加を呼びかけている。

また、海岸漂着物の発生抑制や海洋プラスチック問題について、啓発リーフレットや環境教育副読本を作成し、市町村や小学校に配布している。

さらに、市町村と協力して不法投棄などの撲滅を呼びかけるキャンペーンを毎年実施するなど、県内各地で周知、啓発に取り組んでいる。

今後は、これらの取り組みに加え、市町村や事業者団体、県民団体に対し、プラスチックごみの分別処理の徹底や、使い捨てプラスチック製品の使用削減を求めるなど、海岸漂着物の発生抑制対策に取り組んでいく。

昨年6月の「海岸漂着物処理推進法」の改正に伴い、日常的に海域を利用する漁業者等の協力を得るなどして、処理の推進を図ることとされた。

これを受けて、水産庁から県に対し、周知・指導をするよう依頼があり、県では、本年7月に、漁業関係者や市町に対し、①漂流ごみ等の回収・処理のあり方などを検討する際の積極的な参画 ②操業時に混入した漂流ごみ等の環境省の補助金を活用した回収・持ち帰りについて協力を依頼したところである。

今後、県と海岸を有する17市町で構成する「福岡県海岸漂着物等対策推進連絡会議」において、対応策の協議を行い、漁業者の協力を得ながら、漂流ごみ等の回収や処理を促進していく。